**大阪府立高校における生徒の負傷事故に係る和解について**

◆**事案の概要**

|  |
| --- |
| ○日時　平成24年5月16日午後0時45分頃（前期中間考査期間中）○場所　府立今宮工科高校のプール○概要・水泳部が自主練習（顧問不在）を行っていたところ、飛び込み台に座っていた当時2年生の原告生徒Ａの背中を、3年生の生徒Ｂが押し、原告生徒Ａが頭からプールに落下。・落下直後に原告生徒Ａが助けを求めたため助け上げ、救急搬送。第5・6頚椎圧迫骨折、頸髄損傷との診断。四肢麻痺の後遺障害あり。（後遺障害等級1級相当）○原告（生徒Ａ及びその母）の主張・府は、顧問が立ち会うか、危険を伴う練習等を行わないように念入りに指導する義務があり、また、本件プールの構造上に安全性の問題があった。○請求金額　合計3億0902万3505円（後遺障害慰謝料及び逸失利益、将来の介護費等）※大阪府と生徒Ｂの連帯責任 |

◆**大阪地裁の和解勧告の概要**

|  |
| --- |
| ○生徒Ｂが、悪ふざけで、原告生徒Ａの背中を強く押したためプール内に落下し、原告生徒Ａは重篤な後遺障害を負った。○原告の被った損害は1億7000万円を下らない。（うち3770万円は損益相殺により減額）○顧問不在の際の自主練習のあり方や、キャプテンを通じた指導監督の方法等につき、プール事故の具体的危険性を踏まえた安全指導という観点からの配慮が必要であった。○大阪府に対し、解決金1億円の支払いを勧告する。 |

◆**大阪府の対応　⇒　和解勧告を受諾する。**

|  |
| --- |
| ○解決金1億円で和解する旨の議案を上程する。○解決金は、学校長名で契約していた任意保険の保険金1億円が保険会社より支払われるため、府の実質的な負担はない。＜理由＞○裁判所が指摘する安全指導という観点からの配慮が十分ではなかった点は否定できない。○和解勧告に基づき解決金を支払うことは、被害生徒の早期の救済につながる。⇒以上により和解勧告を受諾する。 |

◆**府教委顧問弁護士の意見**

|  |
| --- |
| ○上記の府の考え方は妥当である。 |